

コラム⑤ 東京都の障害者相談支援体制整備に係わる取組

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置と地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、自立支援協議会についても、地域課題の抽出やその解決を図る機能を促進するための改正が行われました。

国においては、地域の相談支援体制等の強化や自立支援協議会の効果的な運営のため、令和6年度から国と自治体間で意見交換を実施するためのブロック会議等を開催しています。令和7年度の市町村向けオンライン研修では、都内では34自治体の参加がありました。また、都道府県向けに対面で実施された全国ブロック会議には、東京都の基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会それぞれを担当している所管部署の職員、そして「東京都障害者相談支援体制整備事業」のアドバイザーが参加しました。

「東京都障害者相談支援体制整備事業」は、区市町村・基幹相談支援センターからの申込を受けて、東京都がアドバイザーを派遣し、基幹相談支援センターの設置に関する課題や運営及び困難事例への助言を行う事業です。派遣のほかに、年1回「座学研修会・意見交換会・個別相談会」（下図は、令和7年度周知用チラシから抜粋）も行っています。アドバイザー派遣は、令和6年度は14自治体、令和7年度は9自治体が利用しています。

東京都自立支援協議会では、第9期（令和7・8年度）のテーマを「合理的配慮により当事者参画を推し進め、都全体の相談支援体制拡充のため協議会間の連携強化を図る。」とし、第1回自立支援協議会担当者連絡会では、「地域における障害児者の相談支援体制の整備の推進～基幹・拠点等・協議会の構築に向けて～」と題して、厚生労働省の専門官による基調講演をお届けしました。

さらに、地域自立支援協議会交流会では、東京都自立支援協議会の委員で東京都障害者相談支援体制整備事業検討会の委員長でもある岡部正文氏により、「東京都における相談支援の現状と課題及び相談支援の質を高める手立てについて～相談支援の特別アドバイザーの立場から～」と題した話題提起も行っています。

この動向集では、都内自治体の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備状況を一覧にまとめるとともに、各個票では、新規設問として「相談支援体制の拡充」について取り上げています。ぜひ各地自治体の取組状況についてご確認ください。

東京都では、令和8年度も引き続き「東京都障害者相談支援体制整備事業」を中心に、相談支援体制整備に係わる取組を進めていきます。

